東京都ソーシャルファーム制度の改善に向けた提案書（案）

小池百合子東京都知事　殿

2021/4/

東京都ソーシャルファームを考える会

2019 年 12 月に「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」が制定されたことを受けて、2020 年 6 月に「東京都ソーシャルファームの認証及び支援に関する指針」（以下、指針）が公表されました。2020 年 11 月から「令和 2 年度東京都認証ソーシャルファーム募集要項」（以下、募集要項）による認証審査が始まり、今般 2021 年 3 月に 3 事業所の認証ソーシャルファーム、25 事業所の予備認証ソーシャルファームが発表されたことは、社会的企業が日本社会に定着することを願って活動してきた私たちにとって、非常に画期的な出来事でした。

一方で、私たちは指針や募集要項には、大きな問題点があると捉えており、2020 年 9 月に「東京都ソーシャルファーム制度についての質問及び要望書」を提出し、10 月にそれについて懇談の機会を設けていただきました。しかし、11 月以降の認証審査の過程に、私たちの要望がわずかながらでも反映されたとは言い難い状況です。現在、2021 年度も認証ソーシャルファームの募集が確実となっている状況であり、指針や募集要項、2020 年度の認証審査を振り返って、今後に向けて制度の改善を図っていただきたいと強く願っております。

つきましては、今後に向けたソーシャルファーム制度の改善に関する提案を、以下にまとめましたので、どうかよろしくご検討くだされば と思います。提案書の取り扱いにつきましては、2021 年度募集要項の発表の前に、懇談の機会を設けていただくようお願いいたします。

記

Ⅰ　認証審査手続きについて

2020年度のソーシャルファーム認証審査では、審査手続きにおいて非公開の部分が大変多く、公平性・透明性を確保する方策が不十分であるように思います。以下の各項目を改善することによって、認証審査手続きの公平性・透明性を向上させていくことが必要だと考えます。

ⅰ　認証審査手続きをより透明性の高いものにしてください。

審査基準ごとの評価や審査結果の詳細な理由の文書による通知、認証審査結果に対する不服申し立て手続きの設置、応募事業所数の公開などの方策を実施して、認証審査手続きをより透明性の高いものにしてください。

ⅱ　認証審査会のあり方を抜本的に変更してください。

認証審査会の名簿を公開してください。また、認証審査会の構成を、一方の性に著しく偏らないよう性別の比率に十分考慮するとともに、ソーシャルファーム・社会的企業の実情に精通した

メンバーを多数含むように変更し、その認証審査会が聞き取り調査や現地調査を行うようにしてください。

Ⅱ　就労困難者の認定について

指針や募集要項で挙げられた就労困難者の範囲は大変曖昧なものであり、誰を対象とするのか明確な規定がなく、誰のための制度なのか大変不明なものとなってしまっています。一人ひとりが置かれている事情が様々であることから、就労困難者の認定をできるだけ幅広く行うという立場に立ちつつ、曖昧な部分をより明確にしていく必要があります。また、ソーシャルファームは、諸外国の例を見ても障がい者の福祉的就労とは区別された制度であり、実際にソーシャルファームの要件として「就労困難者が働く場所、時間等について他の従業員と分け隔てられることなく、協力して共に働いている」ことが挙げられています。「就労が困難であること」と「就労において庇護・支援が必要であること」は別の事柄であり、福祉的就労に由来するような発想・制度は、ソーシャルファームにはなじみません。以下の各項目を改善することによって、就労困難者の認定をより実情に合ったものにし、ソーシャルファームのあるべき姿を実現していく必要があると考えます。

ⅰ　就労困難者の範囲について、一定年収以下の生活困窮などを例示的に列挙し、明確な基準を設けてください。

就労困難者と認められる者の範囲について、例示的に列挙することを通じて、より明確な基準を設けてください。特に、低収入・不安定雇用で働いている非正規労働者や生活保護受給など著しい生活困窮状態にある者については、一般企業でフルに就労することが困難であるからこそ生活困窮に陥っているという実態に鑑み、一定年収以下の生活困窮を、例示的な列挙に必ず加えてください。

ⅱ　就労困難と認められる事情の証明について、実態にそった柔軟な対応をしてください。

就労困難と認められる事情を証明する書類として、募集要項のQ&Aでは障がい者手帳のコピーや医師の診断書などが挙げられており、実際の認証審査過程でも客観的な証明書類の提出が求められました。しかし、長期の野宿生活や引きこもりなどの場合、そもそも医療や生活支援などの制度につながっていないケースが多く、そのような人たちを就労困難者の認定から排除する結果となる惧れがあります。就労困難と認められる事情を証明する手段として、家族や友人などからの申立書を含めるなど、実態にそった柔軟な対応をしてください。

ⅲ　雇用支援計画書や月例報告など、福祉的就労で求められるような書類を撤廃してください。

就労困難者の認定は、就労困難の要件を明確に定めて、その要件を満たすかどうかで認定を行うべきであり、雇用支援計画書やそれに類した書類を用いて認定を行うことは、撤廃してください。また、就労困難者に対する支援の状況などを克明に記した月例報告を毎月上げることは、障がい者の福祉的就労など庇護付きの就労で必要とされるものであり、就労困難者と他の従業員が共に働くソーシャルファームでは、撤廃してください。

Ⅲ　ソーシャルファームに対する支援のあり方について

今回の募集要項では、予備認証を受けたソーシャルファームに対して、整備・改修に大きな助成

を行うことで、就労困難者の雇用を拡大していくという意図が前面に立っていて、補助金の配分が著しく予備認証を受けた事業所に対するものに偏っています。一方、認証を受けた事業所に対しては、実態に沿った支援がほとんど回らず、認証を積極的に取得するメリットが見出せません。しかし重要なのは、就労困難者とともに働く社会的企業が、競争社会の中で持続的に安定した経営を行っていくことを通じて、就労困難者の仕事が保障され経済的社会的な自立が図られる点にあります。ソーシャルファームの経営を中長期的にどう安定化させ、就労困難者の仕事をどう保障していくかという視点が、現在の制度には欠落しているように思われます。以下の各項目を改善することによって、支援のあり方をより実態に沿ったものにし、ソーシャルファームの経営を効果的に継続・発展させていく施策を整備する必要があると考えます。

ⅰ　認証ソーシャルファームの補助対象となる経費の範囲を大幅に拡大してください。

認証を受けたソーシャルファームが継続して事業を行っていくためには、設備資金などが必要となりますが、その資金を自ら作り出す信用や経済力に欠けている場合が、多くあります。また、ソーシャルファームの経営の安定化には、従業員の技能向上も必要です。認証ソーシャルファームの補助対象となる経費の範囲を大幅に拡大し、設備の更新や新たな設備の導入に対する助成金や低利融資の制度、ソーシャルファームの従業員を対象とした技能講習や資格取得の機会保障の制度などを設けてください。

ⅱ　公的優先発注などの間接的支援を採り入れ、これについては６年目以降も継続されるようにしてください。

指針では非常に多様な支援のメニューが列挙されているにも関わらず、募集要項で具体化された補助金の項目は、大変限定的なものとなっています。一方、公的な支出における優先的な発注や社会的評価点の導入による入札制度の改革、民間企業との連携促進など、人件費に対する助成以外の間接的な支援は、ソーシャルファームの運営に対して、大変大きな支援となりえます。募集要項で具体化される支援の項目に、公的優先発注や入札制度の改革、民間企業との連携促進などを是非採り入れてください。また、指針ではソーシャルファームに対する支援は、原則５年までとなっていますが、人件費に対する助成などの直接的な支援は５年で終了するとしても、公的優先発注などの間接的な支援は、６年目以降も継続されるようにしてください。

Ⅳ　中長期的な制度の定着について

今回東京都で出発したソーシャルファームの制度が、今後中長期的に定着していくためには、市区町村の自治体事業に採り入れられ、都民の理解と協力が幅広く得られる状況を創り出していくことが必要です。また制度の設計が、社会的企業の実践を行っている現場の実情と乖離したものであっては、制度の定着は望めません。以下の各項目を改善することによって、ソーシャルファーム制度の中長期的な定着を図っていく必要があると考えます。

ⅰ　各市区町村にソーシャルファームに関する要綱作成と担当者の設置を働きかけてください。

東京都下の市区町村に、自治体ごとのソーシャルファームに関する要綱作成と、関連部局が連携した窓口・担当者の設置を行うように働きかけてください。特に、公的な支出の多くは市区町村と関連しており、市区町村と連携をしてソーシャルファームに対する優先的な発注を進めてく

ださい。

ii　認証及び予備認証ソーシャルファームで構成される協議会を設置してください。

認証及び予備認証を受けた各事業所が、横の連携を図ることができるように、認証及び予備認証ソーシャルファームで構成される協議会を設置してください。

iii　ソーシャルファーム制度に関する事業計画を立てる検討委員会を常設してください。

ソーシャルファーム制度について、3 年もしくは 5 年ごとの事業計画を立てる検討委員会を常設してください。その検討委員会には、都の担当職員や学識経験者だけでなく、前項協議会のメンバーや就労困難者とともに働く事業の担当者などを、必ず参加させてください。

iv　定期的に懇談会や現場視察などの機会を設けるようにしてください。

東京都やしごと財団の担当職員、認証審査会のメンバーが、実際に社会的企業の実践を行っている現場の実情に対する理解を深めることができるよう、定期的に懇談会や現場視察などの機会を設けるようにしてください。

以上

東京都ソーシャルファームを考える会
連絡責任者：若畑省二
連絡先：NPO 法人わくわくかん
東京都北区中十条 1-2-18　障害者福祉センター4F
Tel&Fax 03-3906-9997　　reborn@wakuwakukan.net

〈参加団体（50 音順）〉

企業組合あうん
NPO 法人あしたや共働企画
NPO 法人共同連関東ブロック
(一社)ソーシャルファーム ミレットロード
東京ワーカーズ・コレクティブ協同組合
ともっと事業体
　(一社)共に働くワーカーズえんこらしょ
　NPO 法人こすもす
　NPO 法人コンチェルティーノ
　ワーカーズ・コレクティブスーユンタン
　(一社)ワーカーズ・コレクティブぷろぼの工房
　(一社)共働事業所よって屋
認定 NPO 法人やまぼうし
NPO 法人わくわくかん